

監査報告書

令和5年5月20日

学校法人 茨木若竹学園

理事会 御中

評議員会 御中

監事 梶 隆治 (印鑑省略)

監事 北川 英樹 (印鑑省略)

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人茨木若竹学園寄附行為第16条の規定に基づき、学校法人茨木若竹学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務、理事の業務執行及び財産の状況について監査を行った。

監査の結果、令和4年度の学校法人若竹学園の業務、理事の業務執行並びに財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上